

平成 24 年度第 1 回

八戸市健康福祉審議会

地域密着型サービス運営委員会

日時：平成 24 年 9 月 26 日（水）

午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁 別館 2 階 会議室 B

次 第

1. 開会

2. 議事

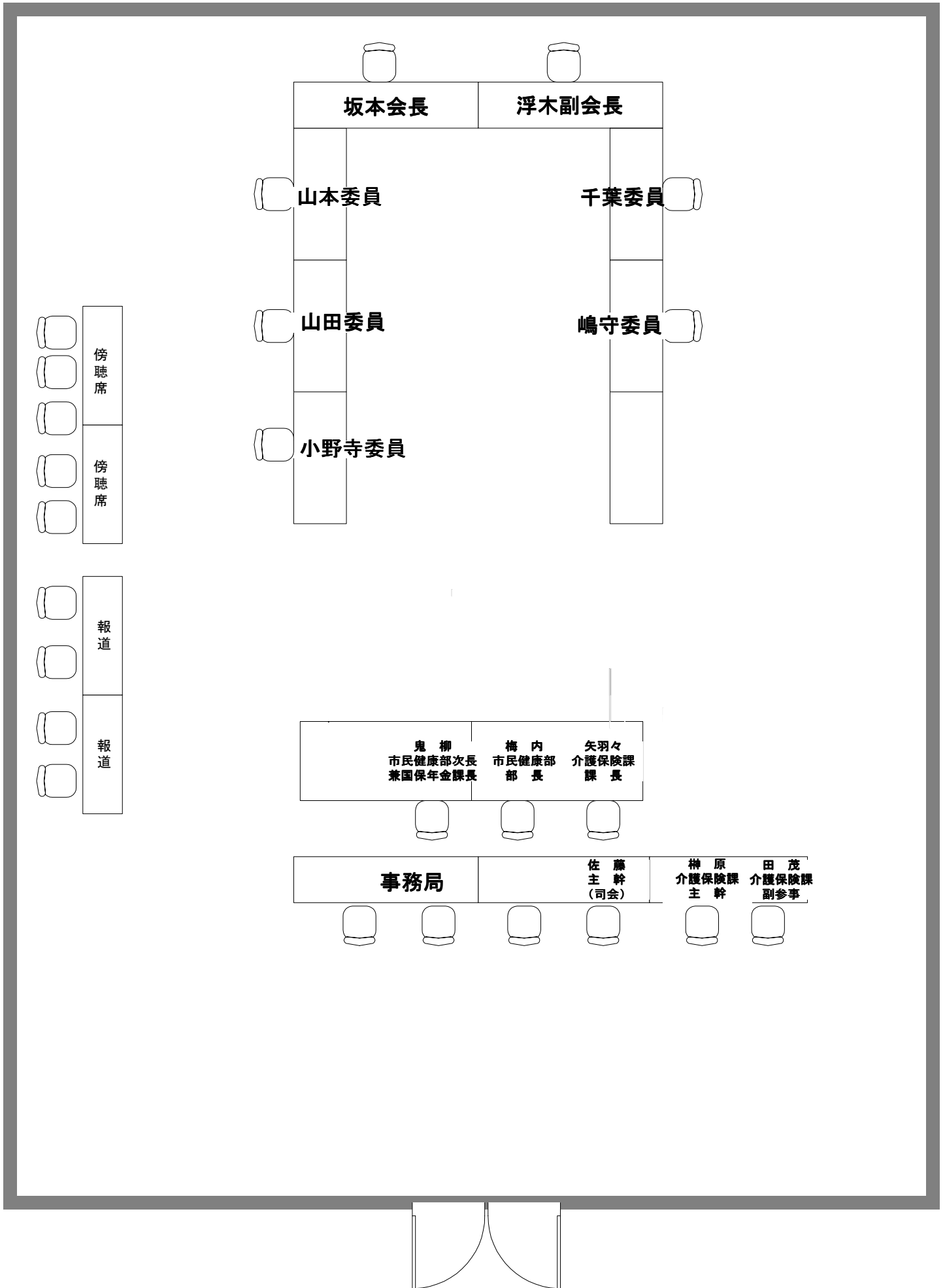
(1) 地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定
について

3. 閉会

平成24年度第1回

八戸市健康福祉審議会 地域密着型サービス運営委員会 席図

八戸市庁別館2階会議室B
平成24年9月26日(水)



(1)

地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について

概 要

国が推進する地方分権改革の一環として、昨年、

- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）
- ・ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）

が施行された。

この法律により、介護保険法の改正が行われ、市が指定・指導監督の権限を有する「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス」の事業に係る、

- 1 申請者の法人格の有無に係る基準
- 2 入所定員に係る基準（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ）
- 3 人員、設備及び運営に関する基準

の 3 つの基準については、改正前は厚生労働省令で定められていたが、改正後は市が条例で定めることになる。（平成 24 年 4 月 1 日から 1 年を超えない期間内）

また、上記 1～3 の基準は項目ごとに、

国の基準に従い定めるもの（従うべき基準）

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

国の基準を標準として定めるもの（標準）

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

国の基準を参酌して定めるもの（参酌すべき基準）

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

に分類され、条例の制定に当たっては、これを踏まえ市の実情に応じて内容を定めることになる。

条例で定める基準及びその主な項目、基準の類型、対象となるサービス

条例で定める基準	主な項目		基準の類型	対象となるサービス	
1 申請者の法人格の有無に係る基準			従うべき基準	全サービス	
2 入所定員に係る基準			従うべき基準	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ	
3 人員、設備及び運営に関する基準	人員	従業者とその員数	従うべき基準	全サービス	
	設備	居室等の床面積	従うべき基準	主に入所系のサービス（介護予防を含む）	
		利用定員		従うべき基準	認知症対応型通所介護（介護予防を含む） 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）
				標準	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む） 複合型サービス
	運営	サービスの適切な利用、安全確保等に関するもの	従うべき基準	全サービス	
		上記以外	参酌すべき基準	全サービス	

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの種類、事業所数（事業所数は平成24年5月1日現在）

	地域密着型サービス		地域密着型介護予防サービス			事業所数
	訪問系	通所系	入所系	訪問系	通所系	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						0 事業所
夜間対応型訪問介護						0 事業所
認知症対応型通所介護						6 事業所
小規模多機能型居宅介護						10 事業所
認知症対応型共同生活介護						30 事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護						1 事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						5 事業所
複合型サービス						0 事業所
計	8 種類		3 種類			52 事業所

検討資料 1 事業所アンケート調査

目的 条例案の検討に資するため、市内の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行っている全 52 事業所から意見を徴する。

調査期間 平成 24 年 8 月 2 日（木）～ 22 日（水）

回答結果 意見 4 件（回収率 100%）

番号	サービス種類	意見の内容
1-1	認知症対応型共同生活介護	基本的に八戸基準というものが存在しており、事業者の意見が反映されないままに基準作成され、地域密着型サービスが実施されてきているのが事実であります。今後、地方分権改革により国の基準のみではなく、八戸基準も見直し・改革等をするのであれば、是非事業者の意見も大いに反映させていただけるような仕組みにしていいただければ幸いです。
1-2		「地域との連携」の中に「運営推進会議を、おおむね 2 月に 1 回以上」とありますので、事業者に一任していただき、年に 4 ～ 6 回の幅を持たせるような内容にしていいただければ助かる事業所も多いのではないのでしょうか。
1-3	認知症対応型通所介護	現在、利用定員の上限は 10 名となっています。厚労省の基準では「12 名以下」とお伺いしております。八戸市の基準も「12 名以下」とし、「上限を 12 名」としていただければ幸いです。
1-4	小規模多機能型居宅介護	2012 年度改正に伴い、小規模多機能の「複合型サービス」が位置付けられました。また、訪問看護ステーションの「併設型」も同様に位置付けられました。小規模多機能のサテライトも新たに認められました。是非、八戸市においても実施していただきますようお願いいたします。

検討資料 2 法改正以前に市が制定した認知症対応型共同生活介護に係る基準の取扱い

基準名 八戸市指定認知症対応型共同生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

適用日 平成 18 年 12 月 1 日

根拠法令 介護保険法第 78 条の 4 第 4 項（市町村による基準の制定）

市町村は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

番号	基準項目
2-1	夜勤者の休憩時間の上限の設定
2-2	非常勤の計画作成担当者に対する最低勤務時間の設定
2-3	ユニットごとに配置する夜勤者数の義務付け
2-4	計画作成担当者に必要な研修の受講における減算規定の及ぶ範囲について

条例案

1 申請者の法人格の有無に係る基準

対象となるサービス	国の基準	基準の種類	条例案
全サービス	申請者は、法人である者とする。	従うべき基準	国の基準のとおりとする。

2 入所定員に係る基準

対象となるサービス	国の基準	基準の種類	条例案
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員は、29人以下とする。	従うべき基準	国の基準のとおりとする。

3 人員、設備及び運営に関する基準

対象となるサービス	条例案
全サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・基準の種類が「従うべき基準」及び「標準」の項目については、国の基準のとおりとする。 ・基準の種類が「参酌すべき基準」の項目については、国の基準と異なる基準を定めるものを下記(1)～(5)とし、それ以外は国の基準のとおりとする。 <p style="text-align: center;">サービス種類ごとの国の基準及びその項目、基準の種類は別添資料のとおり。</p>

3 - (1) 居室の定員

対象となるサービス	国の基準	基準の類型	条例案
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居室の定員は、1人とする。 ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	参酌すべき基準	居室の定員は、 <u>4人以下</u> とする。 (別添資料 34 ページ参照)

国は、要介護高齢者の尊厳保持の観点から、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）の個室化を図ることとし、この基準を「4人以下」から「1人」とする改正を行った。（平成24年4月1日施行）

ただし、既存の多床室についての経過措置が次のように定められている。

- ・ 平成24年4月1日から1年を超えない期間内において、都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間においては、この基準については「4人以下」とする。
- ・ 条例の制定施行の際現に存する介護老人福祉施設（地域密着型を含む）について、この基準を適用する場合においては、「1人」とあるのは「4人以下」とする。

この基準を条例で定めるに当たっては、経過措置の趣旨を踏まえ、既存の施設に対する取扱いに十分留意することとされている。

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）は、介護保険法上の指定を受ける前に、老人福祉法上の特別養護老人ホームの認可を都道府県から受けなければならない。また、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、都道府県が条例で定めることになる。

青森県は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の条例制定に当たり、居室の定員に係る照会を市町村に行った上で、「4人以下」とする方向で検討している。

当市は、地域密着型介護老人福祉施設が現在5事業所あり、

- ・ うち3事業所が多床室を有しており、低所得の利用者に配慮しなければならない実情にあること
- ・ 県条例との整合性を図ること

から、条例案（市の基準）は「4人以下」とする。

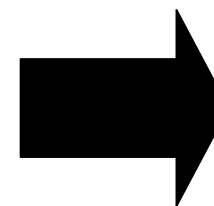
3 - (2) サービス提供に関する記録の保存期間

対象となるサービス	国の基準	基準の類型	条例案
全サービス	事業者は、サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 サービス提供記録 サービス計画 利用者に関する市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌すべき基準	事業者は、サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 、それ以外は2年間保存しなければならない。 サービス提供記録 サービス計画 利用者に関する市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (別添資料 6, 10, 15, 22, 26, 32, 40, 48 ページ参照)

事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、市はその介護報酬の返還請求をすることになる。返還請求の効は、地方自治法により事業者が介護報酬を受け取ってから5年であるが、サービス提供に関する記録の保存期間についての国の基準は2年となっており、介護報酬の返還請求をするに当たって必要な記録が残っていない場合が想定される。

そのため、介護報酬の返還請求において、必要不可欠な記録である「サービス提供記録」の保存期間を、2年間から5年間に延長する。

保存すべき記録	国の基準
サービス提供記録	2年間保存
サービス計画	2年間保存
利用者に関する市町村への通知に係る記録	2年間保存
苦情の内容等の記録	2年間保存
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	2年間保存



条例案
5年間保存
2年間保存
2年間保存
2年間保存
2年間保存

3 - (3) 非常災害対策

対象となるサービス	国の基準	基準の類型	条例案
<p>全サービス</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を除く）</p>	<p>ア 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）</p> <p>認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）</p> <p>複合型サービス</p>	<p>イ 事業者は、上記アに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>認知症対応型通所介護（介護予防含む）</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>なし</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>イ 事業者は、上記アに規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（別添資料53ページ参照）</p>

東日本大震災を踏まえ、事業者は、今後の非常災害対策の充実・強化を図るため、日頃から非常災害に関する具体的計画を地域住民とともに実行する体制の構築に努めることが必要である。

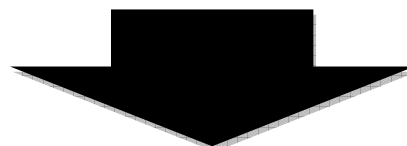
国の基準では、上記 ~ のサービスについては、上記イの基準はないが、当市では、これらの多くの事業所で、避難等の訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めている状況である。

については、宿泊サービスのない訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護）を除く全サービスに、上記イの基準を設ける。

3 - (4) 勤務体制の確保 (検討資料 1-1・2-1：夜勤者の休憩時間の上限の設定への対応)

市の基準	制定時の背景	制定時の影響
<p>夜勤における休憩時間の上限の設定</p> <p>以下で示すものよりも長い休憩時間が設定されている場合は、夜勤体制とみなさないこととする。</p> <p>勤務時間が、</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 時間以上 8 時間未満の場合は休憩 1 時間 8 時間以上 14 時間未満の場合は休憩 1 時間 45 分 14 時間以上 16 時間未満の場合は休憩 2 時間 16 時間以上の場合は休憩 2 時間 45 分 <p>労働基準法で定める休憩時間 事業所が設定する休憩時間 市の基準で夜勤者の休憩時間を設定する。</p> <p>基準を上回る休憩時間を設定している場合は、夜勤体制とみなさない。 減算適用</p>	<p>労働基準法では、勤務時間が 6 時間で 45 分以上、8 時間で 1 時間以上の休憩時間を設定することを義務付けているが、休憩時間の上限はない。</p> <p>休憩時間をいくらでも多く設定できるとすれば、実質的に夜勤体制をとっているとは言えないと思われる。</p> <p>夜勤の勤務時間帯における休憩時間の上限を定める必要がある。</p>	<p>実際に変更が必要な事業所は、1 ~ 2 事業所程度であり、ほとんどの事業所で現在の体制を変更する必要はないと思われる。</p>

現 状	<p>全グループホームにおいて、夜間及び深夜の休憩時間は基準の範囲内に設定されている。</p> <p>グループホームのみの基準となっている。</p>
廃止した場合想定される問題点	<p>当該基準を廃止した場合、再び、長時間の休憩時間を設定する事業者ができるのではないかと。その結果、利用者の安全確保等サービス低下につながるのではないかと。</p>



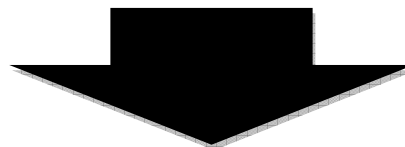
対象となるサービス	国の基準	基準の類型	条例案
入所系サービス	<p>【勤務体制の確保】</p> <p>利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。</p> <p>事業者は、介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(サービスにより国の基準は異なる)</p>	参酌すべき基準	<p>【勤務体制の確保】</p> <p>国の基準のとおりとする。</p> <p>勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。また、<u>夜間及び深夜の勤務においては、利用者の安全確保及び状態等に随時対応可能な勤務体制となるよう配慮しなければならない。</u></p> <p>国の基準のとおりとする。</p> <p>(別添資料 22, 26, 31, 39, 44, 49 ページ参照)</p>

(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス

3 - (5) 介護計画の作成 (検討資料 1-1・2-2：非常勤の計画作成担当者に対する最低勤務時間の設定への対応)

市の基準	制定時の背景	制定時の影響
<p>非常勤の計画作成担当者に対する最低勤務時間を設定</p> <p>非常勤の計画作成担当者を配置する場合は、週 30 時間以上の勤務時間を確保すること。</p>	<p>国の基準では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成担当者の常勤・非常勤は問わない。 ・非常勤の場合は、「利用者の日常の変化を把握するに足る時間の勤務は少なくとも必要(平成 18 年 5 月 2 日付け厚生労働省事務連絡より)」とされているのみで、具体的な時間数は定められていない。 <p>明確な時間数を設定する必要がある。</p>	<p>ほとんどの事業所の計画作成担当者は常勤・専従であるので、全体に与える影響は少ない。</p>

<p>現 状</p>	<p>全グループホームにおいて、基準を満たす勤務時間を確保している。</p> <p>グループホームのみの基準となっている。</p> <p>計画作成担当者の行うべき業務はサービスごとに国の基準において定められており、その業務量は異なるが、その業務を適切に遂行しているかどうかの基準を勤務時間数に求めている。</p>
<p>廃止した場合想定される問題点</p>	<p>計画作成担当者の勤務時間を縮小する事業者がでるのではないか。その結果、利用者へのサービス提供の根幹となる計画作成・モニタリングの回数等が減少することで、サービスの質が低下するのではないか。</p>

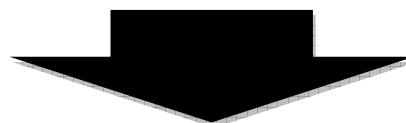


対象となるサービス	国の基準	基準の類型	条例案
全サービス	<p>【介護計画の作成】</p> <p>計画作成担当者に介護計画の作成に関する業務を担当させる</p> <p>計画作成に当たっては、通所介護等の活用、地域活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。</p> <p>計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した計画を作成する。</p> <p>計画作成担当者は、計画作成に当たり、その内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>計画の作成後も、他の介護従事者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。</p> <p>～ までの規定は、 に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>(サービスにより国の基準は異なる)</p>	参酌すべき基準	<p>【介護計画の作成】</p> <p>～ については、国の基準のとおりとする。</p> <p>事業者は、左記 ～ に定められた計画作成担当者の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p> <p>(別添資料 5, 9, 14, 21, 25, 30, 37, 48 ページ参照)</p>

国の基準のとおりとするもの

検討資料 1-1・2-3：ユニットごとに配置する夜勤者数の義務付けへの対応

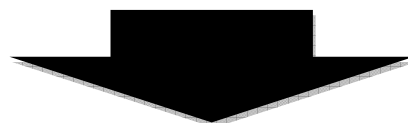
市の基準	制定時の背景	制定時の影響
<p>ユニットごとに夜勤者を配置することを義務付け</p> <p>1 ユニット...夜勤者 1 人以上（宿直は不可）</p> <p>2 ユニット...夜勤者 2 人以上（夜勤 1 人 + 宿直 1 人は不可）</p> <p>3 ユニット...夜勤者 3 人以上（「夜勤 1 人 + 宿直 2 人」、「夜勤 2 人 + 宿直 1 人」等は不可）</p>	<p>国の基準では、職員数：利用者数の比は、</p> <p>1 ユニット... 1：9 の人員配置</p> <p>2 ユニット... 1：18 の人員配置</p> <p>3 ユニット... 2：27 の人員配置</p> <p>で可であるが、これらを同等に扱うのは実情に合わないと思われる。</p> <p>特に、複数ユニットの事業所では夜勤者の負担は大きい。</p>	<p>既に、2 ユニット以上の事業所ではほとんどの事業所で実施している状況であり、特に変更の必要はない。</p> <p>実際、この基準により影響を受ける事業所は 1～2 事業所と思われる。</p>



国の基準（従うべき基準）	対応案
<p>共同生活住居（ユニット）ごとに夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従事者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p> <p>市の基準は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。</p>

検討資料 1-1・2-4：計画作成担当者に必要な研修の受講における減算規定の及ぶ範囲への対応

市の基準	制定時の背景	制定時の影響
<p>計画作成担当者に必要な研修の受講における減算規定の及ぶ範囲について</p> <p>研修受講は必須要件であり、修了していなければ減算となる。</p> <p>ただし、計画作成担当者の急な離職等の後に研修の機会がなかった場合等、事業所の責によらない場合を除く。</p>	<p>国の基準が曖昧であるため、基準を明確にする必要がある。</p>	<p>市内全ての事業所の計画作成担当者は必要な研修を修了しているため、今のところ影響はない。</p>



国の基準（従うべき基準）	対応案
<p>計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p> <p>なお、減算規定の及ぶ範囲の取り扱いについては、国の「地域密着型サービスの介護報酬通則」において、すでに、市の基準のとおりに取り扱うよう定められているため、当該基準は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。</p>

検討資料 1-2：運営推進会議の開催回数

	サービス種類	意見の内容
	認知症対応型共同生活介護	<p>「地域との連携」の中に「運営推進会議を、おおむね2月に1回以上」とありますので、事業者に一任していただき、年に4～6回の幅を持たせるような内容にしていただければ助かる事業所も多いのではないのでしょうか。</p>
対応案		<p>運営推進会議の設置の目的は、「事業所が利用者、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること」とされている。</p> <p>その上で、事業所は、サービスの提供回数等の状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を「おおむね2月に1回以上」設けることが求められている。</p> <p>この基準は、参酌すべき基準であるが、運営推進会議が広く利用者等の声を採り入れる場として位置づけられ、これを達成するために必要な最低限度の基準であると考えられることから、国の基準のとおりとする。</p>

検討資料 1-3：認知症対応型通所介護の定員

	サービス種類	意見の内容
	認知症対応型通所介護	現在、利用定員の上限は 10 名となっています。厚労省の基準では「12 名以下」とお伺いしております。八戸市の基準も「12 名以下」とし、「上限を 12 名」としていただければ幸いです。
対応案		<p>認知症対応型通所介護の利用定員に係る国の基準は「12 人以下」となっており、これまでこの基準に代えて市の基準は定められていない。</p> <p>また、この基準は従うべき基準となっており、条例案（市の基準）は国の基準のとおりとする。</p> <p>なお、認知症対応型通所介護の整備については、第 3 期計画（平成 18～20 年度）において、既存の通所介護及び通所リハビリテーションの定員の一部を認知症対応型通所介護にシフトして開設することによる 10 か所程度の整備を見込んだところ、既存事業所からの申請に基づき、「10 人」の事業所が 5 か所、「12 人」の事業所が 1 か所の計 6 か所の整備となったものである。</p> <p>第 4 期計画（平成 21～23 年度）においては、他の不足しているサービスとのバランスを考慮して整備を見込まず、第 5 期計画（平成 24～26 年度）においては、前記のとおり、新設による 1 か所（12 人）の整備を見込んでいる。第 5 期計画の審議過程において既存の 5 か所を 10 人から 12 人に増員する案も検討されたが、委員の意見を踏まえ、障がい者や若年性認知症への対応など特色あるサービス基盤の整備も可能とする観点から、1 か所（12 人）の新設による整備を見込む計画となったものである。</p>

検討資料 1-4：複合型サービス等の実施要望

	サービス種類	意見の内容
	小規模多機能型居宅介護	2012 年度改正に伴い、小規模多機能の「複合型サービス」が位置付けられました。また、訪問看護ステーションの「併設型」も同様に位置付けられました。小規模多機能のサテライトも新たに認められました。是非、八戸市においても実施していただきますようお願いいたします。
対応案		<p>介護保険法の規定により、介護保険事業における保険給付の円滑な実施が確保されるように、国は基本指針を定め、これに基づき市町村は、介護サービスの費用や提供体制の整備を見込み介護保険料を設定する介護保険事業計画を、3 年を 1 期として策定する。(当市は老人福祉計画と一体化した「高齢者福祉計画」として策定)</p> <p>平成 23 年度は、平成 24～26 年度の第 5 期高齢者福祉計画の策定年度であったため、八戸市健康福祉審議会の部会及び分科会を延べ 10 回開催し、計画策定に係る審議を行った上で、平成 24 年 3 月に同計画を策定した。</p> <p>第 5 期計画のサービス基盤整備については、当部会において、給付(保険給付費) と負担(介護保険料) のバランスのとれた整備を行うことを念頭に置き、65 歳以上の高齢者 1 人当たりの給付費が概ね全国平均の水準にありながら現行保険料が全国平均より高い水準にあることを考慮するとともに、65 歳以上の高齢者 3000 人を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえ、保険料の引き上げを避けて現行水準を維持し、特に需要が見込まれるサービス基盤を重点的に整備する基本方針を定めた上で、サービスの組合せや数量について審議を重ねた結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進拠点となる「小規模多機能型居宅介護」の新設による 3 か所の整備 ・入所待機者を解消するための「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の新設による 1 か所の整備 ・今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するための「認知症対応型共同生活介護」の新設又は増床による 9 床の整備、及び「認知症対応型通所介護」の新設による 1 か所の整備 <p>を見込む計画となったものである。</p> <p>従って、複合型サービスは、第 5 期計画で整備を見込んでいない。</p>

資料 : 事業の人員、設備及び運営に関する基準条例案

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	ページ
・ 夜間対応型訪問介護	7	ページ
・ (介護予防)認知症対応型通所介護	12	ページ
・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	17	ページ
・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	23	ページ
・ 地域密着型特定施設入居者生活介護	27	ページ
・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (従来型・ユニット型)	33	ページ
・ 複合型サービス	45	ページ
・ 各サービス共通事項	52	ページ

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型含む）

基本方針

		基準の概要		類型	備考
1	基本方針	要介護状態となった場合でも、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回、随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものでなければならない。		参酌	
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回サービス	訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話。	参酌	
		随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の可否等を判断する。	参酌	
		随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話。	参酌	
		訪問看護サービス	看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助。	参酌	

人員基準

		基準の概要		類型	備考
3	オペレーター	人数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供時間帯を通じて1以上。 ・ 1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等。 ・ 専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ・ 午後6時～午前8時の間、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる。 	従う	
		資格	看護師、介護福祉士等をもって充てる。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に3年以上従事した経験を有する者を充てることことができる。	従う	
		併設されている他の事業所の職員を充当できる場合	午後6時から午前8時までの間は、併設されている指定短期入所生活介護事業所他10施設等の職員を充てることことができる。	従う	
4	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切にサービスを提供するために必要な数以上。		従う	

		基準の概要		類型	備考
5	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて専従で1以上。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合、サービスの提供に支障がないときは、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 		従う	
6	訪問看護サービスを行う看護師等	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算で2.5以上。 1人以上は、常勤の保健師又は看護師、提供時間帯を通じて、当該事業者との連絡体制が確保された者。 当該事業所が訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営されている場合で、訪問看護ステーションの看護職員が常勤換算方法で2.5以上になるときは、基準を満たしているとみなすことができる。 	従う	連携型の場合は適用除外
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	当該事業所の実情に応じた適当数。	従う	
7	計画作成責任者	従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上。		従う	
8	管理者	従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上。		従う	

設備基準

		基準の概要		類型	備考
9	設備及び備品等	必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備えなければならない。		参酌	
		オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の情報を蓄積することができる機器等（ただし、適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保し、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、備えないことができる）。 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等。 	参酌	
		利用者	利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できるよう、端末機器を配布（ただし、利用者が適切に随時通報を行うことができる場合は、この限りでない）。	参酌	

運営基準

		基準の概要		類型	備考
10	サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し、適切なサービス提供が困難であると認められた場合は、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。		参酌	

	基準の概要		類型	備考
11	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌	
12	居宅介護支援事業者等との連携	サービス提供及び終了に際しては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。また、サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。	参酌	
13	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するなど、必要な援助を行わなければならない。	参酌	
14	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合、計画に沿ったサービスを提供しなければならない。	参酌	
15	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	参酌	
16	身分を証する書類の携行	事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示するよう指導しなければならない。	参酌	
17	サービスの提供の記録	サービス提供日及び内容、利用者に代わって支払を受けるサービス費の額等を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	参酌	
18	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	参酌	
19	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	定期巡回サービス及び訪問看護サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス、及び随時訪問サービスは利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。 事業者は、提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
22	計画の作成	<p>計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するためのサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。</p> <p>既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿って作成する。ただし、計画におけるサービスを提供する日時等については、居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は計画を当該利用者を担当する介護支援専門員に提出する。</p> <p>看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しなければならない。</p> <p>訪問看護サービスの利用者に係る計画については、第一項に規定する事項に加え、利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。</p> <p>計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、前項の記載に際し必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。</p> <p>計画作成責任者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>計画作成責任者は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>第一項から第七項までの規定は、前項に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>前条第四項の規定は、計画及び訪問看護報告書の作成について準用する。</p> <p>事業者は、～ に定められた計画作成責任者の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p>	参酌	<p>連携型の場合、 ・ ・ ・ は適用除外</p> <p>資料11～12ページ参照</p>
23	同居家族に対するサービス提供の禁止	事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービス（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。	従う	
24	管理者等の責務	<p>管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p> <p>計画作成責任者は、事業所に対する利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行う。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
25	運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 通常の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 他運営に関する重要事項</p>	参酌	
26	勤務体制の確保等	<p>利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>事業所ごとの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、事業所が適切にサービスを利用者に提供する体制を構築しており、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適当と認める範囲内において、事業の一部を、契約に基づき、他の訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、複数の事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌	
27	記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u> 5 </u>は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない。</p> <p>具体的なサービスの内容等の記録 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 主治の医師による指示の文書に係る記録 訪問看護報告書 市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌	資料7ページ参照
28	指定訪問看護事業者との連携	<p>連携型事業者は、事業所ごとに、利用者に対して訪問看護の提供を行う訪問看護事業者と連携しなければならない。</p> <p>連携訪問看護事業者との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、以下の事項について必要な協力を得なければならない。</p> <p>一 アセスメント 二 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 三 介護・医療連携推進会議への参加 四 その他連携型サービスの提供に当たって必要な指導及び助言</p>	参酌	連携型のみ適用

夜間対応型訪問介護

基本方針

		基準の概要		類型	備考
1	基本方針	夜間において定期的な巡回、随時通報により居宅を訪問し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。		参酌	
2	サービス内容	定期巡回サービス	定期的に利用者の居宅を巡回して行う。	参酌	
		オペレーションセンターサービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否を判断する。	参酌	
		随時訪問サービス	オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行う。	参酌	
		オペレーションセンター	事業の実施地域内に1か所以上。 ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。	参酌	

人員基準

		基準の概要		類型	備考
3	オペレーター	人数	1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	従う	
		資格	看護師、介護福祉士等をもって充てる。ただし、利用者の処遇に支障がない場合で、介護サービスを提供する時間帯を通じて、これらの者と連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有するものを充てることができる。	従う	
4	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切にサービスを提供するために必要な数以上。		従う	
5	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	サービス提供時間帯を通じて専従で1以上。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。		従う	
6	管理者	常勤専従。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。また、日中のオペレーションサービスを実施する場合で、訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、訪問介護事業所の職務に従事することができる。		従う	

設備基準

		基準の概要	類型	備考	
7	設備及び備品等	必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備えなければならない。	参酌		
		オペレーター	・利用者の情報を蓄積することができる機器等。 ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等。	参酌	
		利用者	適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができない場合は、通信のための端末機器を配布しなければならない。	参酌	

運営基準

		基準の概要	類型	備考
8	夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスは利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。 事業者は、提供するサービスの質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければならない。	参酌	
9	夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	定期巡回サービスの提供に当たっては、計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行う。	参酌	
		随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。	参酌	
		随時訪問サービスの提供に当たっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行う。	参酌	
		親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。	参酌	
		介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。	参酌	
		従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講ずる。	参酌	
利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付する。	参酌			

		基準の概要	類型	備考
10	夜間対応型訪問介護計画の作成	<p>オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するためのサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。</p> <p>既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。</p> <p>オペレーションセンター従業者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>オペレーションセンター従業者は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>オペレーションセンター従業者は、計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。</p> <p>第一項から第四項までの規定は、前項に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>事業者は、～に定められたオペレーションセンター従業者の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p>	参酌	資料11～12ページ参照
11	管理者等の責務	<p>管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p> <p>オペレーションセンター従業者は、事業所に対する利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。</p>	参酌	
12	運営規定	<p>事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の実業の実施地域</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>他運営に関する重要事項</p>	参酌	
13	勤務体制の確保等	<p>利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>事業所ごとの訪問介護員等によってサービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の訪問介護事業所との連携を図ることにより、事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、他の訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</p> <p>事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、事業が同一敷地内において一体的に運営されている場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービス事業の一部を他の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</p> <p>事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
14	記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない。</u></p> <p>具体的なサービスの内容等の記録 夜間対応型訪問介護計画 市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌	資料7ページ参照
15	サービス提供困難時の対応	<p>利用申込者に対し、適切なサービス提供が困難であると認めた場合は、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	参酌	
16	心身の状況等の把握	<p>サービス担当国会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	参酌	
17	居宅介護支援事業者等との連携	<p>サービス提供及び終了に際しては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。また、サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。</p>	参酌	
18	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するなど、必要な援助を行わなければならない。</p>	参酌	
19	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合、計画に沿ったサービスを提供しなければならない。</p>	参酌	
20	居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	参酌	
21	身分を証する書類の携行	<p>事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示するよう指導しなければならない。</p>	参酌	
22	サービスの提供の記録	<p>サービス提供日及び内容、利用者に代わって支払を受けるサービス費等を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
23	利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。</p> <p>法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。</p> <p>あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	参酌	
24	同居家族に対するサービス提供の禁止	事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。	従う	

（介護予防）認知症対応型通所介護

基本方針

		基準の概要	類型	備考
1	基本方針	認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	参酌	

人員基準

		基準の概要		類型	備考
		単独型・併設型	共用型		
2	従業者の員数	生活相談員	提供日ごとに、介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。	いずれか1人以上は常勤	認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、それぞれの人員に関する基準に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。
		介護職員	単位ごとに、専従の看護職員又は介護職員が1以上及び介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。		
		看護職員	単位ごとに常時1以上。 利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。		
		機能訓練指導員	1以上。 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 当該事業所の他の職務への従事可。		
3	単位	介護の単位は、同時に、一体的に提供される介護をいい、その利用定員を12人以下とする。		従う	
4	管理者	専従常勤。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。 適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。		従う	

		基準の概要		類型	備考
		単独型・併設型	共用型		
5	利用定員		施設ごとに1日3人以下。	従う	
6	事業者		居宅サービス事業等について3年以上の経験を有する者。	参酌	

設備基準

		基準の概要		類型	備考
		単独型・併設型	共用型		
7	食堂	3m ² ×利用定員以上。 食事の提供、機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一場所でも可。		参酌	
	機能訓練室			参酌	
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。		参酌	
	静養室、事務室、消火設備、非常災害設備その他必要な設備・備品等	備えなければならない。		参酌	
	設備の使用	専用。ただし、介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。		参酌	

運営基準

		基準の概要	類型	備考
8	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌	
9	利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。</p> <p>法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>上記の支払のほか、厚生労働大臣が定めるところにより、次の費用の額の支払いを利用者から受けることができる。</p> <p>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用・通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において通常のサービス費用基準額を超える費用・食事の提供に要する費用・おむつ代・サービスの提供において、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用。</p> <p>あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	参酌	

	基準の概要		類型	備考
10	認知症対応型通所介護の基本取扱方針	利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	参酌	
11	認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う。 計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。	参酌	
12	認知症対応型通所介護計画の作成	管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成しなければならない。 管理者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 管理者は、計画を作成した際には、その計画を利用者に交付しなければならない。 従業者は、それぞれの利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 事業者は、～ に定められた管理者の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。	参酌	介護予防：規定なし 資料11～12ページ参照
13	運営規程	事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 利用定員 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域 サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策他 その他運営に関する重要事項	参酌	

		基準の概要	類型	備考
14	勤務体制の確保	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 事業所ごとの従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 事業者は、従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌	
15	定員の遵守	利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	
16	記録の整備	従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u> 5年</u> 間、それ以外は2年間保存しなければならない。 具体的なサービスの内容等の記録 認知症対応型通所介護計画 市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌	資料7ページ参照
17	サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し、適切なサービス提供が困難であると認めた場合は、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	
18	居宅介護支援事業者等との連携	サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	参酌	
19	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	法定代理受領サービスの要件を満たしていない場合、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するなど必要な援助を行わなければならない。	参酌	
20	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。	参酌	

	基準の概要		類型	備考
21	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等の必要な援助を行わなければならない。	参酌	
22	サービス提供の記録	サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受けるサービス費等を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	参酌	

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

基本方針

		基準の概要	類型	備考
1	基本方針	居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	参酌	

人員基準

		基準の概要				サテライト型事業所の基準緩和	類型	備考
2	従業者の員数	日中（夜間及び深夜以外の時間帯）	通いサービス	常勤換算で利用者3に対し1以上。	本体事業所では常勤1以上		従う	
			訪問サービス	常勤換算で1以上。		本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上で可。	従う	
		夜間・深夜	勤務（宿直勤務除く）	1以上。			従う	
			宿直勤務	必要な数以上。		本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。	従う	
			その他	宿泊サービスの利用者がいない場合であって必要な連絡体制を整備しているときは、勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができる。			従う	
		看護職員	1以上。			本体事業所の看護職員により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは置かなくても可。	従う	
計画作成担当者	登録者に係るサービス計画作成に専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する以下の施設等の職務に従事できる。 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護療養型医療施設 介護支援専門員であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。		本体事業所の介護支援専門員により登録者に対して計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者で可。	従う				

		基準の概要		サテライト型事業所の基準緩和	類型	備考
2	従業者の員数	併設施設での職務	当該事業所及び以下の併設施設等が人員に関する基準を満たす場合は、併設施設等での職務に従事できる。 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護療養型医療施設		従う	
3	管理者	常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する上記施設等の職務若しくは同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事できる。 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。		本体事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者を充てることできる。その場合の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	従う	
4	代表者	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。			従う	

設備基準

		基準の概要		サテライト型事業所の基準緩和	類型	備考	
5	登録定員・利用定員	登録定員	25人以下。	18人以下。	従う		
		利用定員	通いサービス	登録定員の1/2から15人まで。	登録定員の1/2から12人まで。	従う	
			宿泊サービス	通いサービス利用定員の1/3から9人まで。	通いサービス利用定員の1/3から6人まで。	従う	
6	設備・ 居間・ 食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ。			参酌		
					参酌		

基準の概要				類型	備考	
6	設備・備品	宿泊室	個室	定員1人。ただし、処遇上必要と認められる場合は、2人可。	参酌	
				床面積は、7.43㎡以上。	従う	
		個室以外	合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造（プライバシーが確保された居間は面積に含めてもよい）。	参酌		
		台所、浴室、消火設備、非常災害設備その他必要な設備・備品等	備えなければならない。	参酌		
		設備の使用	専用。ただし、介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	参酌		
	家族・地域との交流	住宅地又は利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	参酌			

運営基準

基準の概要				類型	備考
7	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌		
8	居宅サービス事業者等との連携	サービス提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	参酌		
9	身分を証する書類の携行	訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	参酌		
10	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 上記の支払のほか、厚生労働大臣が定めるところにより、次の費用の額の支払いを利用者から受けることができる。 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額・食事の提供に要する費用・宿泊に要する費用・おむつ代・サービスの提供において、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者負担させることが適当と認められる費用。 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	参酌		

		基準の概要	類型	備考
11	小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 自らその提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	参酌	
12	小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。 計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。	参酌	
		介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	従う	
		通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。	参酌	
13	居宅サービス計画の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行う。	参酌	介護予防：規定なし
14	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	参酌	
15	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合等に、登録者に直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
16	小規模多機能型居宅介護計画の作成	<p>管理者は、介護支援専門員に介護計画の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。</p> <p>介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>介護支援専門員は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>介護支援専門員は、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>～ までの規定は、 に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>事業者は、 ～ に定められた介護支援専門員の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p>	参酌	<p>介護予防：規定なし</p> <p>資料11～12ページ参照</p>
17	介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。	参酌	
		利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	従う	
		利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者との介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。	参酌	
18	社会生活上の便宜の提供等	<p>利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。</p> <p>利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	参酌	
19	運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>小規模多機能型居宅介護の登録定員、通いサービス・宿泊サービスの利用定員</p> <p>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>非常災害対策</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	参酌	
20	定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
21	協力医療機関等	主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	参酌	
22	調査への協力	提供した介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌	
23	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑に入所等が行えるよう必要な措置を講ずるよう努める。	参酌	
24	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u> </u> は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない。 具体的なサービスの内容等の記録 居宅サービス計画 小規模多機能型居宅介護計画 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	参酌	資料7ページ参照
25	サービス提供困難時の対応	事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切な介護を提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	
26	サービス提供の記録	サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受けるサービス費の額等を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	参酌	
27	勤務体制の確保等	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 勤務の体制を定めるに当たっては、夜間及び深夜の勤務においては、利用者の安全確保及び状態等に随時対応可能な勤務体制となるよう配慮しなければならない。 事業所ごとの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌	資料9～10ページ参照

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

基本方針

		基準の概要	類型	備考
1	基本方針	要介護者で認知症であるものは、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。	参酌	

人員基準

		基準の概要	類型	備考
2	従業者の員数	共同生活居住（ユニット）ごとの介護従事者	従う	
		計画作成担当者		
3	管理者	<p>日中：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上。 夜間・深夜：夜勤職員（宿直勤務を除く）を夜間・深夜の時間帯を通じて1以上。 上記介護従業者のうち1以上が常勤。</p> <p>当該事業所に小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が併設されている場合において、それぞれの事業所で人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護従業者は、小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の職務に従事することができる。</p>	従う	
4	代表者	<p>ユニットごとに常勤専従（管理上支障が無い場合は、当該ユニットの他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所若しくは複合型サービス事業所の職務に従事できる）。</p> <p>適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。</p>	従う	
4	代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保険医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。	従う	

設備基準

		基準の概要	類型	備考
5	定員	共同生活住居（ユニット）の数 1又は2。	標準	
		共同生活住居（ユニット）の入居定員 5人以上9人以下。	標準	
		居室の定員 1人（ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる）。	参酌	
6	設備・備品	居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他利用者が日常生活上で必要な設備を設ける。	標準	居室に係る部分については「従う」
		居室の床面積 7.43㎡以上。	従う	
		居室・食堂は、同一の場所とすることができる。	参酌	
		利用者の家族や地域住民との交流を図る観点から交流の機会が確保される地域に立地する。	参酌	

運営基準

		基準の概要	類型	備考
7	入退居	<p>認知症で、共同生活に支障が無い要介護者に介護を提供する。 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により認知症である者であることの確認をしなければならない。 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申し込み者に対しサービス提供が困難であると認めた場合は、他の施設又は病院等を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌	
8	サービス提供の記録	<p>入退居の年月日及び入居した共同生活住居の名称を利用者の被保険者証に記載しなければならない。 介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>	参酌	
9	利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 上記のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができる。食材料費・理美容代・おむつ代・サービスの提供において、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用。 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
10	認知症対応型共同生活介護の取扱方針	<p>利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ適切に行わなければならない。</p> <p>利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。</p> <p>計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。</p> <p>介護の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	参酌	介護予防：規定なし
		<p>介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>身体的拘束等を行う場合には、その態様・時間・その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	従う	
		<p>自ら提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	参酌	
11	認知症対応型共同生活介護計画の作成	<p>管理者は、計画作成担当者に介護計画の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>計画作成に当たっては、通所介護等の活用、地域活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。</p> <p>計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した計画を作成しなければならない。</p> <p>計画作成担当者は、計画作成に当たり、その内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>計画の作成後も、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。</p> <p>～ までの規定は、～ に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>事業者は、～ に定められた計画作成担当者の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p>	参酌	資料11～12ページ参照
12	介護等	<p>介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p>	参酌	
		<p>利用者の負担で、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	従う	
		<p>食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。</p>	参酌	
13	社会生活上の便宜の提供等	<p>利用者の趣味嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。</p> <p>利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行われなければならない。</p> <p>常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	参酌	
14	管理者による管理	<p>同時に介護保険施設・居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの事業所・病院・診療所・社会福祉施設の管理者であってはならない（事業所・施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障が無い場合は、この限りでない）。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
15	運営規程	事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 利用定員 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 入居に当たっての留意事項 非常災害対策 その他運営に関する重要事項	参酌	
16	勤務体制の確保等	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。また、夜間及び深夜の勤務においては、利用者の安全確保及び状態等に随時対応可能な勤務体制となるよう配慮しなければならない。 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌	資料9～10ページ参照
17	定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	
18	協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	参酌	
19	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない。</u> 具体的なサービスの内容等の記録 認知症対応型共同生活介護計画 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	参酌	資料7ページ参照
20	調査への協力等	提供した介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌	

地域密着型特定施設入居者生活介護

基本方針

		基準の概要	類型	備考
1	基本方針	<p>地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p>	参酌	

人員基準

			基準の概要	類型	備考
			サテライト型特定施設の基準緩和		
2	従業員の員数		<p>サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員</p> <p>二 病院 介護支援専門員（介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>	従う	
		生活相談員	<p>1以上。 1人以上は常勤。 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事できる。</p>	従う	
		介護職員	<p>合計数は、常勤換算で、利用者数3に対し1以上。 看護職員は、常勤換算で1以上、常勤で1以上。 介護職員は、常に1以上確保し、常勤で1以上。 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事できる。</p>	従う	
		看護職員	<p>1以上。 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 当該事業所の他の職務に従事できる。 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事できる。</p>	従う	

			基準の概要		類型	備考
				サテライト型特定施設の基準緩和		
2	従業員の員数	計画作成担当者	1以上。 専従の介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事できる。 職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事できる。 併設される小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	本体施設（介護老人保健施設又は病院（介護療養型医療施設に限る。）に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、置かないことができる。	従う	
3		管理者	専従。ただし、管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の職務に従事できる。		従う	

設備基準

			基準の概要		類型	備考
4		建物	耐火建築物又は準耐火建築物。 専門的知識を有する者の意見を聴いて、以下のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特定施設の建物であって、安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラーの設置、内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等が初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造。 建築基準法及び消防法の定めによる。		参酌	
5	設備備品	介護居室	定員1人。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人可。 プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ。 地階に設けてはならない。 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設ける。		参酌	
		一時介護室	介護を行うために適当な広さ。 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は設けなくてもよい。		参酌	
		食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ。 同一敷地内にある他の事業所、施設等の食堂を利用できる場合は設けなくてもよい。		参酌	

		基準の概要	類型	備考
5	設備 備品	機能訓練室	機能を十分に発揮しうる適当な広さ。 他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は設けなくてもよい。	参酌
		浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室を利用できる場合は設けなくてもよい。	参酌
		便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えている。	参酌
		消火設備その他 非常災害設備	必要な設備を設ける。	参酌

運営基準

		基準の概要	類型	備考
6	内容及び手続の説明及 び契約の締結等	事業者はあらかじめ入居申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規定の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定方法その他の入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	従う	
		事業者は、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。		
		事業者は、より適切なサービスを提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しなければならない。		
7	地域密着型特定施設入 居者生活介護の提供の 開始等	正当な理由なく入居者に対する介護の提供を拒んではならない。 入居者が当該介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。	従う	
		入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。	参酌	
8	法定代理受領サービス を受けるための利用者 の同意	有料老人ホームである指定地域密着型特定施設においては、介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。	参酌	
9	サービス提供の記録	介護の開始に際しては、開始の年月日及び入居している施設の名称を、終了に際しては、終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
10	利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。</p> <p>法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>上記のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができる。利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用・おむつ代・サービスの提供において、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	参酌	
11	地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針	<p>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	参酌	
		<p>介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。</p> <p>身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	従う	
		<p>自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	参酌	
12	地域密着型特定施設サービス計画の作成	<p>管理者は、計画作成担当者に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>計画作成担当者は、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>計画作成担当者は、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>計画作成担当者は、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>計画作成担当者は、他の施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>～ までの規定は、～ に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>事業者は、～ に定められた計画作成担当者の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p>	参酌	資料11～12ページ参照

		基準の概要	類型	備考
13	介護	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。	参酌	
14	機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。	参酌	
15	健康管理	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	参酌	
16	相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。	参酌	
17	利用者の家族との連携等	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	参酌	
18	運営規程	事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 入居定員及び居室数 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 施設の利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 その他運営に関する重要事項	参酌	
19	勤務体制の確保等	利用者に対し適切な介護その他のサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 <u>勤務の体制を定めるに当たっては、夜間及び深夜の勤務においては、利用者の安全確保及び状態等に随時対応可能な勤務体制となるよう配慮しなければならない。</u> 施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務に実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌	資料9～10ページ参照

		基準の概要	類型	備考
20	協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	参酌	
21	記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的なサービスの内容等の記録 地域密着型特定施設サービス計画 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 事業者の業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合、その結果等の記録 市町村への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 地域密着型介護サービス費の代理受領について被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類 	参酌	資料7ページ参照

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（従来型）

基本方針

		基準の概要	類型	備考
1	基本方針	<p>地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌	

人員基準

		基準の概要		類型	備考
			サテライト型居住施設の基準緩和		
2	従業員の員数	医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。	本体施設の医師によりサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	従う
		看護職員	常勤換算で入所者数3人に対し1以上。 看護職員：1以上（1人以上は常勤）。	同左 常勤換算1以上。	従う
		介護職員	介護職員：常勤1以上。 入所者数は、前年度の平均値。ただし、新規指定の場合は推定数。	同左	
		生活相談員	常勤1以上。	生活相談員：常勤換算1以上。	従う
		栄養士	1以上。	入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないことができる。	従う
		機能訓練指導員	1以上。日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。 当該施設の他の職務にも従事することができる。	一 介護老人福祉施設：栄養士、機能訓練指導員 又は介護支援専門員 二 介護老人保健施設：支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 三 病院：栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る）又は介護支援専門員（介護療養型医療施設の場合に限る）	従う
		介護支援専門員	専従常勤1以上。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。		従う

		基準の概要		サテライト型居住施設の基準緩和	類型	備考	
3	事業所を併設する場合の人員基準の緩和（置かないことができる）	短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所	医師（利用者の健康管理が適切に行われると認められるとき）		従う		
			併設型の入所定員は、本体施設の入所定員を上限とする。		参酌		
		通所介護事業所 介護予防通所介護事業所 併設型認知症対応型通所介護事業所 併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所	生活相談員 栄養士 機能訓練指導員		従う		
		小規模多機能型居宅介護事業所 複合型サービス事業所	介護支援専門員		従う		
4	その他	従業者は専従。 ただし、 ・地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型除く）+ ユニット型介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型除く）+ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 が併設の場合の介護職員及び看護職員（167条の勤務体制に規定されている看護職員に限る）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。				従う	
		地域密着型介護老人福祉施設に小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該施設が前各号に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該小規模多機能型居宅介護事業所等に人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。				従う	

設備基準

		基準の概要	類型	備考
5	居室	・定員：4人以下とする。	参酌	資料6ページ参照
		・床面積：10.65㎡以上/人。	従う	
		・ブザー又はこれに代わる設備を設ける。	参酌	
6	洗面設備	居室のある階ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
7	便所	居室のある階ごとに居室に近接して設け、プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したもの。	参酌	
8	静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設ける。	参酌	従来型のみ
9	浴室	要介護者が入浴するのに適したもの。	参酌	
10	医務室	診療所：入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。 不要。入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。	参酌	
11	食堂 機能訓練室	それぞれ必要な広さを有するもので、合計面積が3㎡×入所定員以上。また必要な備品を備えること。 食事の提供、機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一場所でも可。	参酌	従来型のみ
12	廊下幅	1.5m以上（中廊下は1.8m以上）。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は除く。	参酌	
13	消火設備 非常災害設備	必要な設備を設ける。	参酌	
14	その他	設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。	参酌	

運営基準

		基準の概要	類型	備考
15	サービス提供困難時の対応	入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	
16	入退所	<p>身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。</p> <p>入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
17	サービス提供の記録	入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	参酌	
18	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その入所者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 上記のほか、厚生労働大臣が定めるところにより、次の費用の額の支払を受けることができる。食事の提供に要する費用・居住に要する費用・入所者が選定する特別な居室・食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用・理美容代・日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。	参酌	
19	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。 地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	参酌	
		当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	従う	
		自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
20	地域密着型施設サービス計画の作成	<p>管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、計画を作成した際には、当該計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 <p>計画担当介護支援専門員は、以下の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 <p>～ までの規定は、 に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>事業者は、 ～ に定められた計画担当介護支援専門員の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p>	参酌	資料11～12ページ参照
21	介護	<p>入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p>	参酌	
		<p>常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	従う	

		基準の概要	類型	備考
22	食事	栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。	参酌	
23	相談及び援助	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌	
24	社会生活上の便宜の提供等	教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。	参酌	
25	機能訓練	入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	参酌	
26	健康管理	医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。	参酌	
27	入所者の入院期間中の取扱い	入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	従う	
28	管理者による管理	専従常勤の者。 ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く）。	従う	
29	計画担当介護支援専門員の責務	地域密着型施設サービス計画の作成以外に以下の業務を行う。 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 苦情の内容等を記録すること。 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
30	運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 施設の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 入所定員 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 施設の利用に当たっての留意事項 非常災害対策 その他施設の運営に関する重要事項	参酌	
31	勤務体制の確保等	入所者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 勤務の体制を定めるに当たっては、夜間及び深夜の勤務においては、利用者の安全確保及び状態等に随時対応可能な勤務体制となるよう配慮しなければならない。 施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌	資料9～10ページ参照
32	定員の遵守従来	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	
33	衛生管理等	入所者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、次の措置を講じなければならない。 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	参酌	
34	協力病院等	入院治療を必要とする入所者のため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
35	秘密保持等	<p>従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>事業者は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。</p>	従う	
36	事故発生の防止及び発生時の対応	<p>事故発生又は再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。</p> <p>事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告されその分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備する。</p> <p>事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。</p>	従う	
		<p>事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>		
		<p>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		
		<p>入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>		
37	記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u> 5年間は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない。</u></p> <p>具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>地域密着型施設サービス計画</p> <p>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>市町村への通知に係る記録</p> <p>苦情の内容等の記録</p> <p>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌	資料7ページ参照

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）

基本方針

		基準の概要	類型	備考
1	基本方針	<p>入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌	

人員基準

* 従来型の基準と同じ

設備基準

		基準の概要	類型	備考
2	ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・定員：1人（サービスの提供上必要と認められる場合は2人）。 ・いずれかのユニットに属し、共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・1ユニットの入居定員：おおむね10人以下。 	参酌	
		<ul style="list-style-type: none"> ・床面積：10.65㎡以上/人（2人の場合は21.3㎡以上）。 	従う	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットに属さない居室を改修した場合、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設ける。 	参酌	
		<p>いずれかのユニットに属し、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>床面積：2㎡×ユニットの入居定員以上を標準。</p> <p>必要な設備及び備品を備えること。</p>	参酌	ユニット型のみ
		<p>居室ごとか、共同生活室ごとに適当数設け、要介護者が使用するのに適したもの。</p>	参酌	
	便所	<p>居室ごとか、共同生活室ごとに適当数設ける。ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したもの。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
3	浴室	要介護者が入浴するのに適したもの。	参酌	
4	医務室	診療所：入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。	参酌	本体施設が介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については不要。入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。
5	廊下幅	1.5m以上（中廊下は1.8m以上）なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は除く。	参酌	
6	消火設備 非常災害設備	必要な設備を設ける。	参酌	
7	その他	設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	参酌	

運営基準

		基準の概要	類型	備考
8	利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その入居者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>上記のほか、厚生労働大臣が定めるところにより、次の費用の額の支払を受けることができる。食事の提供に要する費用・居住に要する費用・入居者が選定する特別な居室・食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用・理美容代・日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
9	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	<p>入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	参酌	
		<p>当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	従う	
		<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	参酌	
10	介護	<p>各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p>	参酌	
		<p>常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	従う	
11	食事	<p>栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	参酌	

		基準の概要	類型	備考
12	社会生活上の便宜の提供等	入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。	参酌	
13	運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 施設の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 入居定員 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他費用の額 施設の利用に当たっての留意事項 非常災害対策 その他施設の運営に関する重要事項	参酌	
14	勤務体制の確保等	適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	参酌	
		従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、以下に定める職員配置を行わなければならない。また、夜間及び深夜の勤務においては、 <u>利用者の安全確保及び状態等に随時対応可能な勤務体制となるよう配慮しなければならない。</u> 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	従う	資料9～10ページ参照
		従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	
15	定員の遵守	ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	

* 上記以外の項目については、従来型の規定を準用する。

複合型サービス

基本方針

		基準の概要	類型	備考
1	基本方針	訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	参酌	

人員基準

		基準の概要			類型	備考	
2	従業者の員数	日中（夜間及び深夜以外の時間帯）	通いサービス	常勤換算で利用者3に対し1以上。	上に通は当た・見た・訪問の者のサービスのうち1提供	従う	
			訪問サービス	常勤換算で2以上。		従う	
		夜間・深夜	勤務（宿直勤務除く）	1以上。		従う	
			宿直勤務	必要な数以上。		従う	
			その他	宿泊サービスの利用者がいない場合は、利用者が必要な連絡体制を整備していれば置かないことができる。		従う	
		看護職員（保健師、看護師又は准看護師）	常勤の保健師又は看護師が1以上。 常勤換算で2.5以上。			従う	
		計画作成担当者	サービス計画作成に専従の介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する以下の施設等の職務に従事できる。 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護療養型医療施設 介護支援専門員であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。			従う	
		併設施設での職務	当該事業所及び以下の併設施設等が人員に関する基準を満たす場合は、併設施設等での職務に従事できる。 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護療養型医療施設			従う	

人員基準

		基準の概要	類型	備考
3	管理者	常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該事業所に併設する上記施設等の職務に従事できる。 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師でなければならない。	従う	
4	代表者	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師でなければならない。	従う	

設備基準

		基準の概要	類型	備考	
5	登録定員・利用定員	登録定員	25人以下。	標準	
		利用定員	通いサービス	登録定員の1/2から15人まで。	標準
			宿泊サービス	通いサービス利用定員の1/3から9人まで。	標準
6	設備・備品	居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ。	参酌	
		個室	定員1人。ただし、処遇上必要と認められる場合は、2人可。	参酌	
			床面積は、7.43㎡以上。 ただし、病院又は診療所であって定員が1人の宿泊室の床面積については、6.4㎡以上。	従う	
		個室以外	合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造（プライバシーが確保された居間は面積に含めてもよい）。	参酌	
	台所、浴室、消火設備、非常災害設備その他必要な設備・備品等	備えなければならない。	参酌		

		基準の概要	類型	備考
7	設備の使用	専用。ただし、介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	参酌	
8	家族・地域との交流	住宅地又は利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	参酌	

運営基準

		基準の概要	類型	備考
9	複合型サービスの基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 自らその提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	参酌	
10	複合型サービスの具体的取扱方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の症状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行う。 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。 計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行う。	参酌	
		介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	従う	
		通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。 特殊な看護等については、これを行ってはならない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
11	主治の医師との関係	常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。	従う	
		看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。	従う	
		主治の医師に計画及び報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。	従う	
		当該事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	従う	
12	複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	<p>管理者は、介護支援専門員に計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に報告書の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。</p> <p>介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。</p> <p>介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。</p> <p>介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>介護支援専門員は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>介護支援専門員は、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>～ までの規定は、 に規定する計画の変更について準用する。</p> <p>看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載したサービス報告書を作成しなければならない。</p> <p>178条4項を報告書の作成について準用する。</p> <p>事業者は、 ～ に定められた介護支援専門員の行うべき業務を十分に遂行するための勤務時間の確保に努めなければならない。</p>	参酌	資料11～12ページ参照
13	記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 は5年間、それ以外は2年間保存しなければならない。</p> <p>具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>居宅サービス計画</p> <p>複合型サービス計画</p> <p>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>主治の医師による指示の文書</p> <p>複合型サービス報告書</p> <p>市町村への通知に係る記録</p> <p>苦情の内容等の記録</p> <p>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録</p>	参酌	資料7ページ参照

		基準の概要	類型	備考
14	サービス提供困難時の対応	事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切な介護を提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	
15	サービス提供の記録	サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受けるサービス費の額等を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	参酌	
16	勤務体制の確保等	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 <u>勤務の体制を定めるに当たっては、夜間及び深夜の勤務においては、利用者の安全確保及び状態等に随時対応可能な勤務体制となるよう配慮しなければならない。</u> 事業所ごとの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌	資料9～10ページ参照
17	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。	参酌	
18	居宅サービス事業者等との連携	サービス提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	参酌	
19	身分を証する書類の携行	訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	参酌	
20	利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 上記の支払のほか、厚生労働大臣が定めるところにより、次の費用の額の支払いを利用者から受けることができる。 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用・利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額・食事の提供に要する費用・宿泊に要する費用・おむつ代・サービスの提供において、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者負担させることが適当と認められる費用。 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	参酌	

		基準の概要	類型	備考
21	居宅サービス計画の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行う。	参酌	
22	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	参酌	
23	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の複合型サービス事業者の利用を希望する場合等に、登録者に直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	参酌	
24	介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。	参酌	
		利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	従う	
		利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。	参酌	
25	社会生活上の便宜の提供等	利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	参酌	
26	運営規程	事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 小規模多機能型居宅介護の登録定員、通いサービス・宿泊サービスの利用定員 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域 サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 その他運営に関する重要事項	参酌	

		基準の概要	類型	備考
27	定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌	
28	協力医療機関等	主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	参酌	
29	調査への協力	提供した介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌	
30	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑に入所等が行えるよう必要な措置を講ずるよう努める。	参酌	

各サービス共通事項

基準の概要		類型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	（介護予防）認知症対応型通所介護	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
1	内容及び手続の説明及び同意	従う						別に規定あり		
2	提供拒否の禁止	従う						別に規定あり		
3	受給資格等の確認	参酌								
4	要介護認定の申請に係る援助	参酌								
5	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌								
6	利用者に関する市町村への通知	参酌								

基準の概要		類型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	症対(介護予防)認知症対(介護通所)介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	症対(介護予防)認知症対(介護共同生活)介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
7	緊急時等の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 従業者が看護職員である場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。								
		サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。								
		サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。								
8	管理者の責務	管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	参酌	別に規定あり	別に規定あり					
9	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。</u>	参酌			資料8 ページ 参照		資料8 ページ 参照	資料8 ページ 参照	

基準の概要		類型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	症対(介護予防)認知症対(介護)通所介護	小規模多機能型居宅介護	介護(介護予防)認知症対(介護)共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
10	衛生管理等	従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	参酌							
		利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	参酌							別に規定あり
11	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌							
12	秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。	従う							別に規定あり
13	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参酌							
14	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌							
		居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。	参酌							

	基準の概要	類型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	症対(介護予防)認知症対(介護)通所介護	小規模多機能型居宅介護	介護(介護予防)共同生活	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
15	苦情処理	参酌								
16	事故発生時の対応	従う							別に規定あり	
17	会計の区分	参酌								

	基準の概要	類型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	症対(介護予防)認知	小規模多機能型居宅介護	症対(介護予防)認知	設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
18	<p>サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される介護・医療連携推進会議を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療関係推進会議に対し活動状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療関係推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>介護・医療関係推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p>	参酌								
18	<p>サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p>	参酌		左概要のみ	左概要のみ					

